

総税市第●号  
令和4年9月 日

各都道府県ふるさと納税担当部長 殿  
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長

総務省自治税務局市町村税課長  
( 公 印 省 略 )

### ふるさと納税制度の適正な運用について

本日、令和4年10月1日から始まる指定対象期間に係る大臣指定の通知を行ったところですが、各地方団体においては、指定に向けた協議の中で指摘している事項のほか、法及び告示に定める指定基準及びQ&A並びに下記事項に留意の上、ふるさと納税制度の適正な運用を行っていただくようお願いします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

#### 記

##### 1. 指定期間を通じた指定基準への適合について

ふるさと納税に係る指定制度下においては、申出時点のみならず、指定を受けている期間を通じて、指定基準に適合する必要があるため、各地方団体は、自団体が提供する返礼品等（指定期間の開始後に新たに提供を開始しようとするものを含む。）が指定基準に適合していること等を常に確認し、基準適合性に疑義が生じた場合には、速やかに総務省への照会を行うなど、適切に御対応ください。

##### 2. 寄附金募集のための宣伝広告や情報提供の方法について

告示第2条第1号ハにおいて返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行わないことが、同号ニにおいて適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないことがそれ求められていますが、ウェブサイト上のバナー広告や各地方団体又はポータルサイト運営事業者から

個人に送付されるEメール等に、特定の地方団体の返礼品等のみの情報が掲載されている事例や、ポータルサイト等において、返礼品等の量等が過度に強調されている事例など募集適正基準への適合性に疑義が生じている事例が見られます。

各地方団体におかれては、改めて指定基準及びQ&Aを参照の上、宣伝広告や情報提供の方法について基準適合性を確認し、節度を持った対応を行うとともに、それらの一部又は全部を外部事業者に委託している場合も同様にその内容の確認をお願いします。

### 3. 経費総額5割以下基準について

告示第2条第2号において、寄附金の募集に要する費用の合計額が寄附金受領額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であることが求められていますが、一部の地方団体から、寄附金の募集に要する費用の合計額が寄附金受領額の合計額の百分の五十を上回っていたとの報告がありました。今後、こうした事案については、同号に定める基準に適合しないものとして指定が困難となるおそれがあります。各地方団体におかれては、改めて当該基準を遵守するようお願いします。

### 4. 返礼割合3割以下基準について

返礼品等の調達に要する費用については、法第37条の2第2項第1号及び第314条の7第2項第1号において、「都道府県等が個別の…返礼品等の調達に要する費用の額…が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること」と規定されており、個別の返礼品等ごとにこれを満たす必要があります。

返礼品等を提供する地方団体は、その理由如何にかかわらず当該基準を満たすことが必要であり、物価上昇に伴う調達費用の変動が理由であってもこの例外とはならず、指定の取消し事由となります。このため、各地方団体におかれては、返礼品等の調達費用の変動に応じて、返礼品等の数量の調整や必要寄附金額の変更等の措置を講ずる必要があることから適切に御対応ください。

### 5. 地場産品基準のうち3号基準について

近年、区域外産の肉を区域内で保存等した「熟成肉」や、区域外産の米を区域内で精米・ブレンドした「無洗米」、区域外製の家具や電気製品等について区域内で抗菌加工や検品等の仕上げ工程のみを行ったものを告示第5条第3号に該当するものとして提供し、地場産品基準への適合性に疑義が生じている事例が見られます。

これらについては、今後、同号への該当の適否に係る線引き等を検討した上で、告示やQ&Aの改正を行うことを検討することとしていますので、各地方団体におかれましては、このような品目を返礼品等に用いることを見合わせることも含め、地場産品基準を設けている趣旨を踏まえた適切な対応をお願いします。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いています。留意願います。

法 …… 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

告示 …… 平成 31 年総務省告示第 179 号

指定基準 …… 法第 37 条の 2 第 2 項及び第 314 条の 7 第 2 項に規定する募集の適正な実施に係る基準並びに法第 37 条の 2 第 2 項各号及び第 314 条の 7 第 2 項各号に掲げる基準

Q & A …… ふるさと納税に係る指定制度の運用についての Q & A について  
(通知) (令和 4 年 6 月 23 日付け総税市第 56 号)